

# 公示用

令和5年度施行

設計書

業務名 「札幌市森づくり基本方針」デザイン編集業務

札幌市建設局みどりの推進部

業務名 「札幌市森づくり基本方針」デザイン編集業務

一金	総委託費		円
	内訳	設計委託費	円
		消費税相当額	円

業務説明書

1 業務の説明

市内の森林整備や木材利用、森林・林業に関する人材育成や普及啓発に関する施策の方向性を示す「札幌市森づくり基本方針」の冊子デザイン編集業務。

2 業務の概要

(1) 取組編冊子デザイン編集一式

(ア) 仕上り寸法：A4判 両面70ページ程度

(イ) 作業内容

- ・地図（10点程度）、グラフ等の図表（20点程度）、イラスト（20点程度）、写真等の作成・編集

(2) 基本編冊子デザイン編集一式

(ア) 仕上り寸法：A4判 両面16ページ程度

(イ) 作業内容

- ・地図、イラスト、写真等の作成・編集

(3) 共通事項

(ア) 刷色：両面4色カラー

(イ) 校正：3回程度（色校正含む。内校正は必ず行うこと。）

(ウ) 初稿：4月下旬 第2稿：5月下旬 第3稿：8月上旬

(エ) 納期：令和5年12月22日（金）

(オ) その他

- ・文章の作成、図表作成のデータ及び写真の提供は委託者が行う。

3 業務の期間

契約締結日から 令和5年12月22日まで

4 仕様書

「札幌市森づくり基本方針」デザイン編集業務仕様書

5 成果品

- ・印刷用データ（ai（AdobeIllustrator）形式及びppt（PowerPoint）形式）：CD-Rで納品
- ・協議簿

# 「札幌市森づくり基本方針」デザイン編集業務仕様書

## 1 一般事項

### (1) 適用範囲

- ア この仕様書は「札幌市森づくり基本方針」デザイン編集業務(以下「本業務」という。)に適用する。
- イ この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- ウ 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### (2) 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- ア 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- イ 「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。
- ウ 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

### (3) 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- ア 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- イ 本業務の履行に関し知り得た秘密について他に漏らさないこと。
- ウ 定められた期間内に本業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- エ 本業務の実施にあたり契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努めること。

### (4) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

### (5) 業務処理責任者

- ア 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めるものとする。
- イ 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等にもとづき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- ウ 業務処理責任者は、本業務を運営・管理するうえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

## 2 本業務の履行に関して

### (1) 提出書類

- ア 受託者は契約締結後所定の様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- イ 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。

### (2) 打合せ

- 本業務の実施に当たって業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、相互に確認するものとする。

### (3) 業務完了

- ア 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。
- イ 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、業務処理責任者を出席させるものとする。
- ウ 検査の際、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

### (4) その他

- ア 本業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- イ 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- ウ 契約金額には、必要経費一切を含むものとする。
- エ 受注者は、本契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連し、新たに生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、発注者に譲渡するものとする。また、受注者は、本著作物に関し新たに生じた著作者人格権を発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名、履行期間

「札幌市森づくり基本方針」デザイン編集業務  
契約締結日から令和5年12月22日（金）まで

#### (2) 業務の趣旨

本市では、市内の森林整備や木材利用、森林・林業に関する人材育成や普及啓発に関する施策の方向性を示すため、「札幌市森づくり基本方針」（以下「方針」という。）を策定することとしており、本業務では、方針の冊子デザイン編集を行う。

#### (3) 業務内容

##### ア 取組編冊子デザイン編集

(ア) 仕上り寸法：A4判 両面70ページ程度

(イ) 作業内容

- ・地図（10点程度）、グラフ等の図表（20点程度）、イラスト（20点程度）、写真等の作成・編集
- ・「札幌市公園整備基本方針」と同程度の編集を想定。

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/keikaku/seibihoushin/>

##### イ 基本編冊子デザイン編集

(ア) 仕上がり寸法：A4判 両面16ページ程度

(イ) 作業内容

- ・地図、イラスト、写真の作成・編集
- ・基本編（暫定版）と同程度の編集を想定。

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/forest/shinrinkeikaku/documents/05kihonhen.pdf>

##### ウ 共通事項

(ア) 刷色：両面4色カラー

(イ) 初稿：4月下旬 第2稿：5月下旬 第3稿：8月上旬

(ウ) 校正：3回程度（色校正含む。内校正は必ず行うこと。）

初校：5月上旬、第2校：6月上旬 第3校：9月上旬

(エ) 納期：令和5年12月22日（金）

- ・文章の作成、図表作成の元データ提供及び写真の提供は委託者が行う。
- ・作成した文章の修正は、随時対応すること。
- ・森林や樹木のイラストは、天然林や人工林の種類や樹種の違い、疎密度等の状況が判別できるよう委託者の指示を反映したものにすること。

#### エ 協議事項

- ・校正及び納期については記載のとおりだが、方針策定のスケジュールにより早まる場合や延長する場合がある。
- ・校正日の詳しい日程は、委託者が指示する。
- ・冊子のページ数等は、方針の内容により大きく増減する場合がある。この場合、必要に応じて設計変更を行う。
- ・初校は、提供する文章や図表を挿入する程度の仕上がりで可とする。

#### (4) 成果品

##### ア 成果品

- ・印刷用データ (ai (AdobeIllustrator) 形式及び ppt (PowerPoint) 形式)  
: CD-R での納品
- ・協議簿

##### イ 納品日

令和5年12月22日(金)

#### (5) 納品場所及び検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課

札幌市中央区南1条東1丁目大通りバスセンタービル1号館6階

#### (6) 業務担当者

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課自然緑地係 上田

TEL:011-211-2522 FAX:011-211-2523

